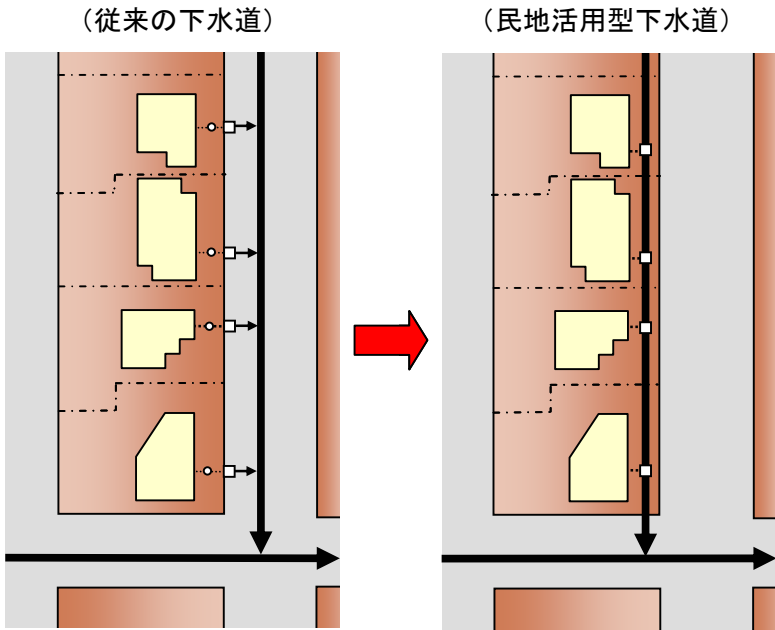


未普及解消に向けた新技術の紹介

1. 技術の位置づけ
 広く普及させることが可能な整備手法（社会実験対象外）

2. 技術名称
 民地活用型下水道

3. 技術の概要
 従来の下水道では、各家屋からの下水は、個人設置の排水設備を通して公道下の公共下水道に排出される。これに対して民地活用型下水道は、公共下水道を私有地に布設する方式である。



凡 例	
■ 家屋 排水設備
→ 下水本管	○ 汚水ます
→ 取付管	□ 公設ます

4. 当該技術の特徴

本技術は、私有地に公共下水道を布設しようとするものであり、次の特徴を有すると考えられる。

- ① 埋設深を浅くできる
道路埋設基準の対象外であることから、私有地内の公共下水道は浅層埋設が可能となる。このため公道下の管きよの埋設深度を浅くできる。
- ② 効率的なルート配置が可能
私有地に公共下水道を配置することで、ルート選定の自由度が広がる。
- ③ 既設埋設物協議・移設が不要
道路下の埋設ではないため、既設埋設物に係わる協議や移設が不要である。
- ④ 道路使用の制約がある場所でも施工が可能
通行止めが困難等の理由により施工ができない場所であっても施工可能となる。
- ⑤ 接続率の向上
適用には地権者の理解と協力が必要になり、且つ排水設備の設置費用を抑えることが出来るため、接続率の向上が期待できる。

5. 懸案事項

本技術の適用にあたり検討すべき事項は次の通りである。

- ① 地権者の理解が必要
- ② 維持管理手法についての検討が必要